

第7章 水道法改正の対応

平成 30 年 12 月に成立しました改正水道法の趣旨・概要と本市水道事業の対応方針については、以下に示すとおりです。

7.1 改正の趣旨

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講じます。

7.2 改正の概要及び市の対応方針

1) 関係者の責務の明確化

【改正の概要】

- ① 国、都道府県及び市町村は、水道の基盤強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければなりません。
- ② 都道府県は、水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければなりません。
- ③ 水道事業者等は、その事業の基盤強化に努めなければなりません。

【対応方針】

- 将来を見据えた中長期的な経営の基本計画である本計画に基づき、水道事業の基盤強化を図っていきます。

2) 広域連携の推進

【改正の概要】

- ① 国は、広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めます。
- ② 都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができます。
- ③ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができます。

【対応方針】

- 現在、大隅地域 4 市 5 町において、広域連携について検討会を開催しています。今後は国・県の動向を踏まえ、対応について検討していきます。

3) 適切な資産管理の推進

【改正の概要】

- ① 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければなりません。
- ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければなりません。
- ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければなりません。
- ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければなりません。

【対応方針】

- 平成 29 年度に長期的観点から策定したアセットマネジメント（施設の更新需要と財政収支の見通しの試算）に基づき、計画的な施設の更新を実施していきます。
また、本計画において、今後 10 年間の経営戦略（投資・財政計画）を策定し、公表します。

4) 官民連携の推進

【改正の概要】

地方公共団体は、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定する仕組み（コンセッション方式）を導入できます。

※ 「公共施設等運営権」とは、PFI の一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式です。

【対応方針】

- 本市の水道事業に応じた包括業務委託等については、調査・検討していきます。
- コンセッション方式の導入の必要性については、必要に応じて検討します。

5) 指定給水装置工事事業者制度の改善

【改正の概要】

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入します。

【対応方針】

- 指定給水装置工事事業者に対し、指定更新制の導入についての周知を図ります。
- 指定給水装置工事事業者に対し、資質の保持等に必要な情報の提供等に努めます。